

老老発第0327001号
平成14年3月27日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

今般、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成14年厚生労働省告示第71号）及び「老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」（平成14年厚生労働省告示第72号）が、平成14年3月8日に公布され、平成14年4月1日より適用されることとされたこと等に伴い、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部を下記のとおり改正し、平成14年4月1日から適用することとしたので、内容を御了知の上、貴都道府県内市町村（特別区を含む。）関係者等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようお願いする。

記

第2の1の（4）中「小数点以下」を「小数点第2位以下」に改める。

第2の8の（1）の中「及び診療計画」を「、診療計画、画像診断及びリハビリテーション」に、「夜間勤務等看護加算2b」を「夜間勤務等看護加算5」に改める。

「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「看護婦」を「看護師」に改める。

(参考)

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の一部改正について

（下線部が改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 居宅サービス単位表（短期入所生活介護費から特定施設入所者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1 通則</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 常勤換算方法による職員数の算定方法について</p> <p>暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、<u>小数点第2位以下</u>を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 介護療養施設サービス</p> <p>(1) 療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費、痴呆疾患型介護療養施設サービス費及び介護力強化型介護療養施設サービス費の対象となるサービスの範囲</p> <p>療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費及び介護力強化型介護療養施設サービス費については、医療保険の診療報酬点数表における入院基本料（院内感染対策、<u>診療計画</u>、<u>画像診断及びリハビリテーション</u>に係る費用分を除く。）、<u>夜間勤務等看護加算5</u>及び療養病棟療養環境加算並びにおむつ代を含むものであること。</p>	<p>第2 居宅サービス単位表（短期入所生活介護費から特定施設入所者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>1 通則</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 常勤換算方法による職員数の算定方法について</p> <p>暦月ごとの職員の勤務延時間数を、当該事業所又は施設において常勤の職員が勤務すべき時間で除することによって算定するものとし、<u>小数点以下</u>を切り捨てるものとする。なお、やむを得ない事情により、配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は、1月を超えない期間内に職員が補充されれば、職員数が減少しなかったものとみなすこととする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 介護療養施設サービス</p> <p>(1) 療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費、痴呆疾患型介護療養施設サービス費及び介護力強化型介護療養施設サービス費の対象となるサービスの範囲</p> <p>療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費及び介護力強化型介護療養施設サービス費については、医療保険の診療報酬点数表における入院基本料（院内感染対策<u>及び診療計画</u>に係る費用分を除く。）、<u>夜間勤務等看護加算2 b</u>及び療養病棟療養環境加算並びにおむつ代を含むものであること。</p>

(略)
(2) ~ (15) (略)

(略)
(2) ~ (15) (略)